

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会社名 太陽誘電株式会社
代表者名 代表取締役社長 神崎 芳郎
(コード番号 6976 東証第 1 部)
問合せ先 経営本部副本部長
執行役員 高橋 修
(TEL. 03-3832-0101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、より効果的で経済的な情報開示方法であるこの方式を採用するため、現行定款第 4 条を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものです。
- (2) 取締役及び監査役の退任が一時期に集中し経営及び監視機能の継続性を失うことを避け、株主から付託された期間にわたってその任務を全うすべきとの考えに基づき、任期の調整に関する現行定款第 18 条第 2 項及び現行定款第 23 条第 2 項を削除するものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。
 - ①新たに導入される招集通知参考書類等の一部インターネット開示制度(変更案第 16 条)、取締役会の決議の省略(変更案第 25 条)、社外取締役との責任限定契約(変更案第 28 条)及び社外監査役との責任限定契約(変更案第 36 条)を新設すると共に、議決権代理行使における代理人の員数制限規定(現行定款第 15 条)を変更するものであります。なお、変更案第 28 条の新設に関しましては、監査役の全員一致による同意を得ております。
 - ②「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) のみなし規定に基づき、機関(変更案第 4 条)、株券の発行(変更案第 7 条)、株主名簿管理人(変更案第 12 条)について変更するものといたします。
 - ③定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ④旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑤上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(機関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社が発行する株式の総数は2億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第6条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。(削除)
(新設)	(株券の発行)
	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式数)	(単元株式数)
第7条 当社は1,000株をもって株式の1単元とする。	第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
(単元未満株券の不発行)	(単元未満株券の不発行)
第8条 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第10条 当社は、第7条の規定に関わらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
(基準日)	(基準日)
第9条 当社は毎年3月31日現在最終の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	第11条 当社は毎年3月31日現在最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 (名義書換代理人) 第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 当社の株主名簿等および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規則による。	2 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 (株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会 (招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は毎決算期後3ヶ月以内に招集する。 前項のほか、必要があるときは臨時株主総会を招集する。 (議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長とする。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。 (新設) (決議の要件) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを決する。 商法第343条に定める特別決議は、総	第3章 株主総会 (招集) 第14条 当社の定時株主総会は毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。 2 (現行どおり) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当会社の取締役は10名以内とする。 (取締役の選任) 第17条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。 (新設) (取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員として選任された取締役、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第19条 当会社は取締役会の決議により代表取締役を選任し、そのうち1名を取締役社長とする。 必要あるときは取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役をそれぞれ若干名選任することができる。 (取締役会) 第20条 取締役は当会社の重要事項を審議するため取締役会を組織する。 取締役会に関する事項については法令および本定款に定めのあるもののほか取締役会の定める取締役会規則による。	は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理人行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 (現行どおり) (選任方法) 第20条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) (代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は取締役会の決議により代表取締役を選定し、そのうち1名を取締役社長とする。 2 必要あるときは取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役をそれぞれ若干名選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (削除)
--	---

<u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合はさらにこの期間を短縮することができる。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第21条 当会社の監査役は5名以内とする。 (監査役の選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行	<u>(削除)</u> (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会規則) 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> (報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> (社外取締役との責任限定契約) 第28条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 (現行どおり) (選任方法) 第30条 (現行どおり) 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席</u>
--	---

う。 (監査役の任期) 第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (監査役会) 第24条 監査役会は監査役全員をもって組織する。 <u>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合はさらにこの期間を短縮することができる。</u> (常勤監査役) 第25条 <u>当社は監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)	し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u><u>の終結の時までとする。</u> (削除) (削除) (常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規則) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (社外監査役との責任限定契約) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に</u>
--	--

第 6 章 計 算 (営業年度) 第26条 当会社の<u>営業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を<u>もって決算期とする。</u> (利益配当金) 第27条 <u>利益配当金は、毎決算期現在最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (中間配当) 第28条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日<u>現在最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して中間配当を行うことができる。</u> (利益配当金等の除斥期間) 第29条 <u>利益配当金または中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> (転換社債の転換と利益配当金等) 第 30 条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>利益配当金</u>または<u>中間配当金</u>の支払いについて、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。	第 6 章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当) 第38条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> (中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対して中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の除斥期間) 第40条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> (転換社債の転換と剰余金の配当等) 第 41 条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>剰余金の配当</u>または<u>中間配当</u>の支払いについて、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。
---	--

以上